

令和4年12月26日

お客様各位

**碧海信用金庫**

ローン繰上返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお詫びとお知らせ

今般、当金庫が取り扱っているローン繰上返済手数料のうち、ご返済額に一定の比率（繰上返済元金の2%）を乗じた部分の手数料につきまして、消費税が不課税であることが判明いたしました。

このため、今までこの計算方法により手数料を頂いたお客様を対象に改めて正しい手数料を計算し、誤って多く頂いた金額に、お支払い日からご返還日までの期間に相当する民法上の法定利息5%（令和2年4月1日以降にお支払いの場合は3%）を加えて返還させていただきます。

お客様には大変なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

対象となるお客様につきましては、個別にご案内のうえ、すみやかにご返還手続きをいたします。また、ご案内がなかった場合でも、お心当たりのあるお客様は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

**【対象となるお客様】**

平成13年8月1日～令和4年9月15日の間に住宅ローン・アパートローン・大型ローンを同期間内にローン繰上返済によって手数料をお支払いされたお客様。

※定額の繰上返済手数料（「20,000円+税」「30,000円+税」）をお支払いされたお客様につきましては返還対象となりません。

◇お問い合わせ先

碧海信用金庫 融資部

TEL 0120-007-268（平日9時～17時）

以上